

県南広域振興局長告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年1月11日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン花巻ケアセンター	花巻市星が丘二丁目10番5号アドバンス203号	平成19年10月31日
〃	〃	株式会社コムスン水沢ケアセンター	奥州市水沢区多賀70番地1号コーポ多賀2101	〃
〃	〃	株式会社コムスン江刺ケアセンター	奥州市江刺区大通り8番地7	〃
〃	〃	株式会社コムスーン一関ケアセンター	一関市東地主町30番地1号ルポア101	〃
〃	〃	株式会社コムスン千厩ケアセンター	一関市千厩町千厩古ケ口56番地1号	〃

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン千厩ケアセンター	一関市千厩町千厩古ケ口56番地1号	平成19年10月31日